

訪問リハビリテーション運営規程

【指定訪問リハビリテーション】【指定介護予防訪問リハビリテーション】

第1条 社会福法人六心会が開設する介護老人保健施設ここの郷（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係市町、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称： 介護老人保健施設ここの郷

（2）所在地： 滋賀県東近江市五個荘山本町4 6 6番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

（1）管理者 1名

管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一

元的に行う。

(2) 従業者の職種及び員数

医師 1名以上（常勤医師、施設長兼務）

理学療法士・作業療法士 1名以上

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。

(営業日・営業時間及びサービス提供日・サービス提供時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、通常月曜日から金曜日までとする。但し、年末年始を除く。

(2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供日は、通常月曜日から金曜日までとする。但し、年末年始を除く。

(4) サービス提供時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、東近江市(五個荘地区、能登川地区、八日市地区)・近江八幡市・愛荘町とする。その他地域は、相談に応じる。

(利用料等その他の費用の額)

第8条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割、2割又は3割とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業の実施地域を超えた地点から片道10km未満：500円

(2) 事業の実施地域を超えた地点から片道10km～20km未満：1,000円

(3) 事業の実施地域を超えた地点から片道20km以上：10km毎に500円加算

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(相談・苦情処理)

第9条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故発生時の対応)

- 第10条 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

- 第11条 防火管理業務、地震等災害対策についての必要な事項を別に定め、利用者の生命及び財産に対する被害の軽減防止を図る。

(高齢者虐待防止)

- 第12条 利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の設置を行う。（令和6年3月31日までの経過措置期間とする。）

(その他運営に関する重要事項)

- 第13条 当事業所は、従業者の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後 6ヶ月以内
(2) 繼続研修 年1回（その他法人・施設内研修）
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人六心会介護老人保健施設ここの郷が定めるものとする。

附 則

この規定は、令和3年9月1日から施行する。